

広島県告示第八百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年十月五日までの間、縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東広島市高屋町中島四三四番七地先から 東広島市高屋町中島三八〇番一二地先まで		新	一三・一〇〇 一七・四〇〇	一〇八・〇〇	拡幅
		旧	七・五〇〇 〇・三〇〇	一〇八・〇〇	